

鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務委託

公募型プロポーザル募集要項

1 業務名

鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務委託

2 目的

鹿島・島根栽培漁業振興センターでは、地域の水産振興を目的として平成17年度からアワビ種苗の生産を行っており、クロアワビ、メガイアワビ、エゾアワビ、ハイブリッドアワビの4種類の種苗を年間約40万個生産し、地域内への放流のほか、県内外へ放流用、養殖用として出荷を行っている。

本要領は、水産振興を通じて地域の活性化を図ることを目的とし、鹿島・島根栽培漁業振興センターにおける事業の拡大可能性を探り、今後の在り方・方向性を検討するため、その事業フレームの構築、補助メニューなどの財源措置の検討、収益シミュレーション、市場調査・販売戦略の検討など含む「鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、最も優れた業務を提供できる事業者を決定するもの。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和8年2月27日(金)まで

4 提案上限額

提案上限額は、4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

5 業務内容

別紙「鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務委託 仕様書」のとおり

※仕様書は、委託契約時に基本となる仕様書とするが、採択された企画提案書の内容を踏まえ、調整のうえ確定する。

6 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 松江市による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (5) 所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付

けられている租税公課を滞納していないこと。

(6)過去に同種・類似の業務を実施した実績を有する者であること。

7 募集日程及び審査日程【予定含む】

件 名	期 限 等
実施要領等の提示	令和7年5月28日(水)から
質問書の提出期限(提案者)	令和7年6月3日(火)17時必着
質問書に対する回答(発注者)	令和7年6月6日(金)予定
参加表明書の提出期限	令和7年6月13日(金)17時必着
企画提案書の提出期限	令和7年6月27日(金)17時必着
辞退届の提出期限	令和7年6月27日(金)17時必着
一次審査(書面審査)の実施 ※4者以上の応募があった場合のみ	令和7年7月1日(火)
一次審査(書面審査)の結果通知	令和7年7月1日(火)予定
二次審査(プレゼンテーション)詳細の案内	令和7年7月1日(火)予定
二次審査(プレゼンテーション)の実施	令和7年7月7日(月)予定
二次審査(プレゼンテーション)の結果通知	令和7年7月上旬
契約締結	令和7年7月上旬

8 募集

(1)各書類の配布開始日 令和7年5月28日(水)

(2)配布場所 松江市ホームページに掲載

ホーム>募集からダウンロード可能

ホーム>組織から探す>産業経済部 水産振興課>水産業からダウンロード可能

※窓口、郵送、メール等による配布は行いません。

(3)配布資料

①鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務委託公募型プロポーザル募集要項(本書)

②仕様書

③周辺図

④審査基準

⑤参加表明書(様式1)

⑥会社概要(様式2)

⑦類似業務受託実績(様式3)

⑧企画提案書(様式4)

⑨業務実施体制(様式5)

⑩見積書(様式6)

⑪質問書(様式7)

⑫辞退届(様式8)

9 質問の受付及び回答

(1)質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、「6 参加資格要件」を満たしている者で、かつ参加表明書(様式1)を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

(2)質問期限 令和7年6月3日(火)17時必着

(3)様 式 質問書(様式7)

(4)質問方法 「15 問い合わせ先・書類提出先」に電子メールで問い合わせることとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認をすること。

(5)回 答 質問に対する回答は、令和7年6月6日(金)(予定)までに、松江市ホームページへ掲載する。また、松江市の回答は、募集要項及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

10 参加表明

(1)提出書類 ①参加表明書(様式1)

②会社概要(様式2)

③類似業務受託実績(様式3)

(2)提出期限 令和7年6月13日(金)17時必着

(3)提出部数 1部

(4)提出先 松江市 産業経済部 水産振興課

(5)提出方法 持参あるいは書留郵送又は宅配便等にて提出すること。ただし、持参にて提出の場合は、提出日時を予め担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は原則として、9時から17時まで(土日祝日を除く)とする。

(6)その他 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式8)にて松江市産業経済部水産振興課まで申し出ること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

11 企画提案書類

以下の書類を期限までに提出すること。企画は1者1提案とし、「参加表明書(様式1)」の提出のない者による企画提案書類の提出は一切受け付けない。

(1)提出書類

ア 企画提案書

(ア)仕 様 等 表紙は企画提案書(様式4)を使い、提案書は A4 版(縦横問わず。必要に応じ A3 版三つ折の使用可)とする。行・文字・文字間隔・図表の仕様・枠組み等の様式は自由とする。できる限り具体的・定量的に提案し、専門知識を有しない者でも理解できるよう、極力平易な表現で記載すること。なお、理解しにくい用語や専門用語は、脚注を付記すること。

(イ)枚 数 片面使用、表紙を含め30頁程度を上限とする(A3 版は2頁分とみなす)

(ウ)提案内容 仕様書の内容を満たすものであること。特に仕様書に記載の業務内容に対する

具体的な実施内容、実施方法等は必ず記載すること。また、記載にあたっては審査基準も参考にすること。

イ 業務実施体制(様式5)

ウ 見積書および経費内訳書

見積書(様式6)については、仕様書の内容により見積るものとし、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額を記載すること。

(2)提出期限 令和7年6月27日(金)17時必着

(3)提出部数 1部

ただし、前記「ア 企画提案書」は、10部(正本1部、副本9部)とする。

(4)提出先 松江市 産業経済部 水産振興課

(5)提出方法 持参あるいは書留郵送又は宅配便等にて提出すること。ただし、持参にて提出の場合は、提出日時を予め担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は原則として、9時から17時まで(土日祝日を除く)とする。

(6)その他

ア 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア)提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。

(イ)指定する様式及び本要項に示した条件に適合しないもの。

(ウ)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ)虚偽の内容が記載されているもの。

(オ)前記「4 提案上限額」を超えたもの。

(カ)仕様書の要件に適合しないもの。

(キ)前記「6 参加資格要件」を満たしていないものによる企画提案書等。

イ 制約事項

(ア)提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(イ)提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

(ウ)提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ)提出された書類等は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ)提出された書類等は、全て返却しない。

(カ)提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

12 審査方法

(1)一次審査(書面審査)

前記「11 企画提案書類」の提出が4者以上の場合のみ実施する。

ア 実施時期

令和7年7月1日(火)

イ 実施方法

審査は、審査委員会が別に定める審査基準に基づき、評価点方式で書面審査を実施し、評価の合計点が高い者から3者を選定する。ただし、評価順位が3位の者が複数ある場合は、同点になった者全てを選定する。

ウ 審査結果の通知

企画提案書提出者全員に対し、令和7年7月1日(火)(予定)に、電子メールにて通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

前記「11 企画提案書類」の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

ア 実施時期・場所

令和7年7月7日(月)(予定)・松江市役所会議室

※詳細な日時・場所については、令和7年7月1日(火)(予定)に、電子メールにて通知する。

イ 実施方法

(ア) 1者3名以内とし、業務を受託した際に実際に統括責任者となる者が必ず出席すること。

(イ) プレゼンテーションの実施時間は35分程度とし、準備時間5分以内、説明時間20分以内、本市からの質問及びその回答時間は10分以内程度とする。

(ウ) プレゼンテーションは、企画提案書の受付順で実施する。

(エ) プレゼンテーションに参加しなかった提案者は辞退したものとみなす。

(オ) プレゼンテーションは提出書類を使用して実施することとし、プロジェクター及びスクリーンは本市において準備するが、その他必要とする機材は提案者が準備すること。

ウ 優先交渉権者の選定方法

(ア) 審査は、審査委員会が別に定める審査基準に基づき、評価点方式で審査する。

(イ) 審査は、優先交渉権者の優先順位を決定するものであり、本市は審査の結果、評価点の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。次点は第二優先交渉権者とする。

(ウ) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定する。

(エ) 評価点が6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

エ 審査結果の通知

審査の結果は、プレゼンテーションに参加した全提案者に対して令和7年7月上旬に電子メールで通知し、後日文書で通知する。なお、選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

13 契約

優先交渉権者と委託契約の締結に向けた協議を行い、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、仕様書及び優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と優先交渉権者との協議・調整のうえ、内容を決定する。なお、順位の最も高かった優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者と協議を行う。また、以降も同様とする。

14 その他

(1)費用負担

企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーションの実施等、本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。

(2)個人情報

協議資料の請求者又は提出書類から提供された従業員等の個人情報は、協議の実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いるものとし、他の用途には用いない。

(3)著作権

ア 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。

イ 提出書類は、協議の実施及び契約の事務処理において必要な場合のみに用いるものとし、他の用途には用いない。

ウ 提出書類については、松江市情報公開条例(平成17年松江市条例第14号)第5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条第5条の規定に基づき、公開の対象としない。

(4)契約保証金

契約保証金は免除する。

(5)審査又は契約の延期

ア 天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができない場合は延期する。

イ 提案者の損害は提案者の負担とする。

15 問い合わせ先・書類提出先

担当部署 松江市役所 産業経済部 水産振興課 水産係 担当者 高岡・新井
所在地 〒690-8540 松江市末次町86番地
電話 0852-55-5636 FAX 0852-55-5246
電子メールアドレス suisan@city.matsue.lg.jp